

札幌市と日本大学との学生U I ターン就職促進に関する協定書

札幌市（以下「甲」という。）と日本大学（以下「乙」という。）とは、札幌市内企業の人材確保及び学生の就職活動を支援するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が相互に連携・協力に努め、学生に対し札幌市内の企業情報等を提供するなど就職活動を支援することにより、札幌市出身者をはじめとする学生のUターン就職及びIターン就職の一層の促進を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、次の事項について連携・協力して実施する。

- (1) 学生及び保護者に対する市内の企業情報、生活情報等の周知に関するここと。
- (2) 学生のU I ターン就職に係る情報交換及び実績把握に関するここと。
- (3) 乙の学内で行なう合同企業説明会等、企業情報提供イベントの開催に関するここと。
- (4) 保護者向けの就職セミナーの開催に関するここと。
- (5) 学生のインターンシップ受入の支援に関するここと。
- (6) その他学生のU I ターン就職促進に関するここと。

2 第1条の目的を達成するため、乙は学生に対して甲が運営する「札幌U I ターン就職センター」の利用を促すものとする。

（協定の見直し等）

第3条 本協定を効果的に推進するため、甲と乙は必要に応じて協議を行うものとし、甲又は乙のいずれかから、協定内容の変更を申し出たとき、又は、協定に定めのない事項等が生じたときは、その都度協議の上、定めるものとする。

（守秘義務）

第4条 甲と乙は、この協定により知り得た企業情報及び学生の個人情報について本協定期間はもとより終了後も第三者に対し開示し、又は漏洩してはならない。ただし事前に相手方の承諾を得た場合、又は法令により開示を求められた場合はこの限りではない。

（協定期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定の締結日から平成31年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了までに甲乙いずれからも特段の意思表示がない場合、本協定は更に1年間同一内容で更新されるものとし、その後も同様とする。

（連絡調整）

第6条 甲及び乙は、前条各号に定める事項を効果的に実施するため、甲乙それぞれに連絡調整窓口を設置し、適宜協議を行う。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙の代表者がそれぞれ押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成30年9月1日

札幌市

甲 北海道札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市長

秋元 克広



日本大学

乙 東京都千代田区九段南4-8-24

日本大学学長

大塚 吉兵衛

